

直 監 第 309-1 号
令和 7 年 1 月 15 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 市民部 保護・援護課

① 監査の期間 令和 6 年 12 月 2 日から
令和 6 年 12 月 27 日まで

② 日程及び実施場所

●概要聴取 令和 6 年 11 月 20 日（監査委員事務局）
●備品検査 令和 6 年 12 月 5 日（保護・援護課）
●監査講評 令和 7 年 1 月 15 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における保護・援護課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サー

ビスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について (契約事務)	1.「診療報酬明細書点検事業の委託契約」に関して、契約締結伺いの決裁区分が誤っている。	直方市事務代決及び専決規則5条 副市長等限りで専決できる事項は、別表第1及び第2のとおりとする。 別表第1 契約関係 40. 予定価格の決定及び契約締結 1件 1,000 万円未満	「診療報酬明細書点検事業の委託契約」に関して、予定価格 100 万円超 500 万円未満の 12 節委託料の契約締結伺いの決裁区分は、直方市事務代決及び専決規則では「部長」となるが、「課長」で決裁されていることから、直方市事務代決及び専決規則に則した処理をされたい。
	2.「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託」に関して、契約書に支払いの時期及び方法の記載がない。また、民生費以外の経費が含まれている。	直方市契約規則第 20 条 第 1 項第 6 号 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約の相手方とともに記名押印のうえ、各 1 通を保持しなければならない。(以下、略) (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 地方自治法第 216 条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。 直方市財務規則第 14 条 歳入歳出予算の款項の区分及び目節の区分は、施行規則第 15 条別記のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、歳出予算の節の区分を除き、別に定めることができる。	「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託」に関して、契約を締結しようとするときは直方市契約規則第20条第1項各号の事項を記載した契約書を作成するとされているが、本契約書には同第6号に定める契約代金の支払い又は受領の時期及び方法に記載がないため、契約規則第20条に則した処理をされたい。また、予算の目的別分類の面から、総務費や教育費に係る経費を民生費で支出することは好ましくないため、地方自治法第 216 条及び直方市財務規則第 14 条並びに地方自治法施行規則第 15 条別記に則して適切な予算措置を講じられたい。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について (不能欠損処分)	「令和 5 年度生活保護法第 63 条返還金及び第 78 条徴収金の整理について (不能欠損)」(直保第 001132 号)に関して、決裁区分が誤っている。	直方市事務代決及び専決規則第 5 条 副市長等限りで専決できる事項は、別表第 1 及び第 2 のとおりとする。 別表第 1 財務関係 4. 時効の処分	「令和 5 年度生活保護法第 63 条返還金及び第 78 条徴収金の整理について (不能欠損)」に関して、直方市事務代決及び専決規則第 5 条 (別表第 1) によれば時効の処分は副市長の専決であるところ、部長決裁とされていることから、同規則に則り適切に処理されたい。
施行事務について	「進学準備給付金 (支出命令№13300)」に関して、申請日が令和 5 年 4 月 13 日で給付決定が令和 5 年 9 月 1 日 (給付日が令和 5 年 9 月 20 日) となっており、申請から決定までの法定日数を超過している。	厚生労働省社会・援護局長通知 (社援発 0608 第 6 号) 支給の決定通知は、速やかに行うものとし、申請から 14 日以内とすること。特別の事情がある場合には、これを 30 日以内に行うこととされている。	生活保護法第 55 条の 5 に基づく「進学準備給付金」に関して、申請日が令和 5 年 4 月 13 日で給付日が令和 5 年 9 月 20 日となっているが、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準とされた厚生労働省社会・援護局長通知では、支給の決定通知は、速やかに行うものとし、申請から 14 日以内とすること。特別の事情がある場合には、これを 30 日以内に行うこととされている。当該給付の遅延理由は、特別の理由に該当せず、期日を大幅に超過していることから、申請書の交付、受付など管理簿の整備を行うなど工夫し、生活保護の実施要領等に則った適切な処理をされたい。

財務事務に関して、随意契約において、その適用根拠が誤っているもの、妥当性に疑義のあるもの、仕様書等がなく具体的な業務内容が不明なもの、決裁区分の誤ったもの、執行伺から締結伺までの時系列の整合性がとれていないもの、登録外事業者との契約締結伺の決裁がないものが認められたため、契約規則等に則した適正な処理をされたい。

また、業務の再委託の承認にあたって、その理由の記載がなく再委託の妥当性・必要性・適格性の審査が不明なものが見られた。

備品管理については、概ね適切に管理されていた。

文書事務において、取り扱いの異なる案件を一括処理しているもの、審査する上で必須と思われる調書が添付されていないもの、記載漏れのまま収受されているもの、発信元の文書番号で管理されているもの、収受処理された後に供覧処理がなされていないもの等が見られた。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされたい。

また、文書事務及び財務事務等の事務処理については、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに生活保護施行事務に関しては、法令及び関係通知に則して適正な実施を望むものである。

なお、生活保護の実施に従事する査察指導員及び現業員等は独自のシステム等を使用していることから、契約や支払いなどの財務事務、文書の収受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への財務規則や契約規則、財務会計マニュアル、文書管理シ

システムや事務代決及び専決規則など基本的な事務処理に必要な関係法令などの理解を深めるため、生活保護の実施事務に係るものとあわせて、職場研修の実施を検討されるよう申し添えるものである。